

愛媛大学総合情報メディアセンター規則

平成23年4月1日
規則第 24 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第30条第2項の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学内共同利用の施設として、愛媛大学(以下「本学」という。)の情報基盤の整備を図り、教育研究活動の支援及び情報技術に関する教育研究を行うとともに、学内外の情報化に寄与することを目的とする。

(教育研究部門)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに次の各号に掲げる教育研究部門を置く。

- (1) 情報基盤部門
- (2) 情報メディア教育部門
- (3) 学術情報システム部門

第2章 業務等

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計算機システムに関すること。
- (2) ネットワークシステムに関すること。
- (3) 情報教育に関すること。
- (4) 学術研究支援に関すること。
- (5) キャンパス情報化に関すること。
- (6) eラーニングコンテンツの制作支援に関すること。
- (7) その他愛媛大学先端研究・学術推進機構長(以下「機構長」という。)の指示する業務

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員
 - ア センターの専任教員
 - イ 本学の専任教員(アの者を除く。) 若干人
 - ウ その他必要な職員

2 センター長候補者は、本学の専任の教授又は理事のうちから愛媛大学先端研究・学術推進機構学術研究会議(以下「学術研究会議」という。)が推薦し、学長が選考する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命されたセ

ンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 センターの専任教員は、学術研究会議が推薦し、学長が選考する。
- 5 センター員のイの者は、センター長が推薦し、機構長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て、委嘱する。
- 6 センター員のイの者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター員は、センターの業務を処理する。

(教育デザイン室)

第6条の2 センターに、eラーニングコンテンツの研究・開発及び制作支援等を行うため、愛媛大学総合情報メディアセンター教育デザイン室（以下「教育デザイン室」という。）を置く。

- 2 教育デザイン室に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第7条 センターに、第4条に規定する業務に関する企画立案等を行う部会を置く。

- 2 部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

第3章 センター会議

(センター会議)

第8条 センターに、第4条に掲げる業務の運営に関する重要事項を審議するため、総合情報メディアセンター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

(組織)

第9条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター員 若干人
- (3) 各学部の専任教員 各1人
- (4) 総合情報メディアセンター事務課長
- (5) その他特に必要と認めた本学の職員

- 2 前項第2号の委員は、センター長が指名する。

- 3 第1項第3号の委員は、当該教員の所属する学部の長の推薦に基づき、機構長が委嘱する。

- 4 第1項第5号の委員は、センター長が推薦し、機構長が当該職員の所属する部局等の長の同意を得て、委嘱する。

- 5 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第10条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、センター会議を招集し、主宰する。

- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第11条 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第12条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

第4章 利用等

(利用)

第13条 センターの利用に関する規程は、別に定める。

(分室)

第14条 センターに、医学部分室及び農学部分室を置く。

2 分室に関する規程は、別に定める。

第5章 雑則

(事務)

第15条 センターに関する事務は、研究支援部総合情報メディアセンター事務課で処理する。ただし、分室における事務は、当該分室が所在する学部の事務部で処理する。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学総合情報メディアセンター規則(平成16年規則第191号)は、廃止する。
- 3 愛媛大学総合情報メディアセンター運営委員会規程(平成16年規則第24号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月25日から施行する。